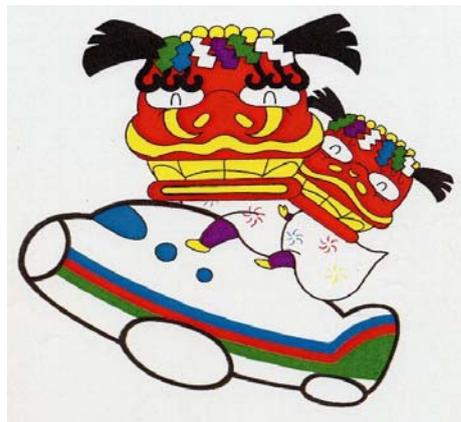


平成20年度  
第1回高松市香南地区地域審議会  
会議録

と き：平成20年5月30日（金）

ところ：高松市立香南公民館2階講堂



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」

平成20年度 第1回高松市香南地区地域審議会 会議録
----------------------------------

1 日時

平成20年5月30日（金） 午後1時開会・午後2時30分閉会

2 場所

高松市立香南公民館2階 講堂

3 出席委員 13人

会長	赤松千壽	委員	諏訪幸子
副会長	井上優	委員	富田壽子
委員	安藤由美子	委員	松下桂子
委員	石丸英正	委員	松本弘範
委員	植田義信	委員	三好正博
委員	岡悦子	委員	渡邊禎
委員	佐野健藏		

4 欠席委員 2人

委員	瀧本隆	委員	田中宏和
----	-----	----	------

5 行政関係者

市民政策部長	岸本泰三	健康福祉総務課長	
市民政策部次長	原田典子		細川公紹
企画課長	佐々木秀樹	保育課長	田中克幸
企画課交通政策室長		産業経済部次長農林水産課長事務	
	上原達一	取扱	川西正信

企画課長補佐	多田安寛	土地改良課長補佐	
企画課企画員	尾倉哲也		松原一郎
企画課企画員	細川保桂	都市整備部次長	下水道建設課長
地域政策課長	村上和広	務取扱	土居讓治
地域政策課長補佐		都市計画課長	石垣惠三
	佐々木和也	都市計画課長補佐	
地域政策課主任主事			山口忠洋
	山本麻美	道路課長	山田悟
スポーツ振興課長		道路課長補佐	中山博信
	栗田康市	道路課係長	高橋政実
スポーツ振興課係長		水道整備課長	平山弘康
	山西建二	学校教育課長	松井保
情報政策課長	大山利尋		

## 6 事務局

支所長	細谷正文	管理係長	小西省三
支所長補佐	小西輝男	管理係主任主事	秋山政彦

## 7 オブザーバー

高松市議会議員 辻 正雄

## 8 傍聴者 3人

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### (1) 報告事項

- ア 建設計画に係る事業の平成20年度予算化状況について
- イ 建設計画に係る平成20年度～22年度実施事業に関する意見に対する対応内容等について
- ウ 災害時要援護者台帳の作成について

#### (2) 協議事項

- ア 建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見の取りまとめについて
- イ 南部地域におけるスポーツ施設整備について（市内のスポーツ施設の現状報告）

### 4 その他

### 5 閉 会

※ 審議会終了後、引き続き意見交換（フリートーク）を予定

午後1時 開会

### 会議次第1 開会

○事務局（小西） お待たせをいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから平成20年度第1回高松市香南地区地域審議会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては非常に御多忙のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。なお、本日、瀧本委員さん、田中委員さんには会議を欠席する旨の連絡をいただいております。

この地域審議会の会議でございますが、会議に入りますまでの間、本地域審議会の事務局として私、小西が進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香南地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議」、以下「本地域審議会の協議」と申しあげますが、この協議の第7条第7項の規定により、本地域審議会の会議は公開とすることとなっております。

また、傍聴につきましても、本地域審議会協議第9条により傍聴規程を定め、傍聴の手順等を定めております。本日の会議につきましても傍聴をいただいておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。なお、傍聴人の方におかれましては、傍聴証の裏面にあります事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

はじめに、開会に当たりまして、赤松会長よりごあいさつを申し上げます。

○赤松会長 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の今頃には既に、早明浦ダムの給水制限が始まっておりましたが、今年は幸いなことに雨に恵まれ、例年より16日も早い梅雨入りとなりました。

地球の温暖化によるのでしょうか、世界のあちらこちらで起こっている異常気象の中のことですから、ここでもミャンマーや中国のような、大災害に襲われないという保証はどこにもございません。もちろん、災害を期待しているわけではありませんが、そうした事態を想定して、万全の備えをしてこそ安全とか安心が約束されるわけです。

本日は平成20年度第1回目の地域審議会、万一の災害時における要援護者台帳の作成についてなどを含め、本日の議題としては、お手元にお配りをさせていただいておりますとおり「建設計画に係る事業の平成20年度の予算化状況について」、「建設計画に係る平成20年度～22年度実施事業に関する意見に対する対応内容等について」等、報告事項

が3件、協議事項としては「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見の取りまとめについて」、「南部地域におけるスポーツ施設整備について」の2件となっております。

新しく地域審議会の委員に就任された皆さんにとっては、初めての本会議であります。

本会議終了後にフリートークの時間を取ってはいますが、関連事項等については、積極的に御意見を出していただいて結構ですのでよろしくお願いをいたします。

執行部の皆さん、本日はご苦勞様でございます。

合併6町の内、4町が第1回目の地域審議회를終わっております。仄聞するところ、地域審議会が台本通り順調に進むところから、形骸化の傾向にあるとか、説明が余りにもスラスタと進みすぎて、建設計画の進捗状況が分かりにくいなど、寂しい話も聞こえております。

建設計画が順調に推移するためには、私たちが今日の報告事項等を、正しく十分に理解するということからではないかと思えます。

いつも、私たちの町では親切にお話をいただいておりますが、本当に「文化の風かおり 光かがやく瀬戸の都・高松」の空の玄関の町として、この町がもっともっと輝かなければなりません。そのために、もっと優しく、私たちに分かりやすい説明をしていただきますようお願い申しあげ、開会のごあいさつに代えさせていただきます。

○事務局（小西） ありがとうございます。ここで議事に入ります前に、注意事項を申しあげます。

本地域審議会の会議につきましては、会議録を作成することとなりますので御発言をされる場合には、先ず議長の許可を得た後、誠に恐れ入りますが、お手元の緑色のマイクのスイッチを押していただき、お名前を先に申し出ていただいてから、御発言をされますようお願い申しあげます。

それでは、赤松会長さん、これ以後の議事進行をお願いいたします。

○議長（赤松会長） それでは、本地域審議会の協議第7条第3項の規定により「会長は、会議の議長となる」とありますので、これ以後の議事について、議長を務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願い申しあげます。

なお、本地域審議会協議第7条第4項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

## 会議次第2 会議録署名委員の指名

○議長（赤松会長） それでは、会議次第2「会議録署名委員の指名」に移ります。

会議録への署名委員を指名させていただきますが、本地域審議会の名簿順にお願いいたします。

本日の会議録署名委員には、井上優副会長さん、植田義信委員さんのお二人にお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

## 会議次第3 議事

### (1) 報告事項

ア 建設計画に係る事業の平成20年度予算化状況について

イ 建設計画に係る平成20年度～22年度実施事業に関する意見に対する対応内容等について

○議長（赤松会長） 次に、会議次第3，議事（1）報告事項に移ります。

ア「建設計画に係る事業の平成20年度予算化状況について」と、イ「建設計画に係る平成20年度～22年度実施事業に関する意見に対する対応内容等について」は、関連がありますので一括して説明をお願いします。

○佐々木企画課長 企画課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いします。

報告事項アの「建設計画に係る事業の平成20年度予算化状況」でございますが、この予算化状況の説明の前に少し時間をいただきまして、建設計画の進行管理について説明をさせていただきます。

合併協議において確認されました建設計画を実現するためには、関連の施策・事業を合併後10年間で、計画的に進めていく必要がございます。

このため、建設計画に関連する事業につきましては、平成18・19年度では、高松市において2年ごとに策定しております主要事業計画にあわせて、平成18・19年度建設計画等実施計画を作成し、計画的に事業を推進してきたところでございます。

また、地域審議会の委員の皆様には、建設計画関連事業の新年度予算と前年度予算を事業ごとに対比・整理した予算化状況を明らかにするとともに、事業の執行状況等について説明させていただいたところでございます。

20年度からは、本年2月に策定しました第5次高松市総合計画の実施計画でありますまちづくり戦略計画の中に、建設計画関連事業を盛り込み、まちづくり戦略計画の進行管理

とあわせて建設計画の進行管理を行うこととしております。

まちづくり戦略計画につきましては、3年計画を2年ごとに見直しを行うローリング方式を採用しており、平成20年度から22年度までの実施計画である「第1期まちづくり戦略計画」につきましては、21年度において見直し作業を行い、22年度から24年度までの「第2期まちづくり戦略計画」として策定することとしております。

このような手順で、2年ごとに見直し策定するまちづくり戦略計画に基づきまして、適切な進行管理を行い、施策・事業を進めていくこととしております。

特に建設計画関連事業については、地域審議会委員の皆様方の御意見を十分にお聴きする中で、まちづくり戦略計画の中の施策・事業として位置づけ、一体的に取り組んでいくこととしておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、「建設計画に係る事業の平成20年度予算化状況」につきまして、お配りしております資料を基に御説明をさせていただきます。

お手元に、A3サイズの大きい横書きの表が2種類あると存じますが、その内の資料1をお願いいたします。

この資料は、3月14日付けで委員の皆様にお配りしました「平成20年度の予算化状況調書」に、表の真ん中より右寄りにあります「H20年度事業計画の概要」を加えまして整理したものでございます。

一番左側の「まちづくりの基本目標」として、①の「連帯のまちづくり」から⑤の「参加のまちづくり」までの5つの基本目標ごとに、「施策の方向」、「施策項目」、「事業名」、「H20年度事業計画の概要」を記載し、「H20当初予算額」と「H19当初予算額」を対比させ、その「比較増減」を記載しております。

時間の関係もございまして、逐一の説明は省略させていただきますが、主な事業の「H20当初予算額」を申し上げますと、まちづくりの基本目標の②循環のまちづくりでは、下水道汚水施設の整備として、汚水管きょ工事の1億1,640万円でございます。

③連携のまちづくりでは、香南歴史民俗郷土館の運営として1,550万3,000円でございます。

④交流のまちづくりでは、香南楽湯の運営として1,873万7,000円、市道の整備として、香川綾南線ほか7路線の道路改良工事の1億710万円でございます。

①連帯のまちづくり、⑤参加のまちづくりの予算額を合わせまして、総額は、3億790万9,000円を予算措置しているものでございます。

以上で、「建設計画に係る事業の平成20年度予算化状況」の説明を終わります。

続きまして、報告事項イの「建設計画に係る平成20年度～22年度実施事業に関する意見に対する対応内容等について」、御説明をさせていただきます。

お手元の資料2をお願いいたします。

この対応調書につきましては、昨年8月に、「建設計画に係る平成20年度から22年度の実施事業の取りまとめ調書」を提出していただき、その後、昨年11月29日に開催された平成19年度第2回地域審議会におきまして、その対応策について説明をさせていただいておりますが、その後のまちづくり戦略計画の策定や平成20年度の予算措置等の状況を踏まえ、地域審議会から意見のありました項目の中で、事業の進捗等により対応内容について変更等がある項目について、改めて御説明させていただくものでございます。

それでは、資料にしたがいまして、各担当課から御説明いたしますので、よろしく願いします。

○石垣都市計画課長 都市計画課長の石垣でございます。よろしくお願いいたします。

項目番号1番、「県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の整備」でございますが、今後の対応というところですが、県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の都市計画道路としての整備につきましては、現在策定中の都市計画マスタープランにおいて、将来の都市構造として、現在の拡散型から集約型都市構造への転換を目指していることや、県において、県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の構想の方向性が示されていないことなどから、現時点では、難しいものと存じますが、県の検討状況を踏まえ、幅広く検討していきます。

よろしくお願いいたします。

○松井学校教育課長 学校教育課の松井でございます。

項目番号4番、「香南保育所・幼稚園建替工事」についてですけれども、まちづくり戦略計画の重点取組事業の中で、幼稚園園舎整備事業を掲げておりまして、その事業計画では平成20年度に香南幼稚園、香南保育所とのあわせての建築による香南幼稚園改築基本構想を策定とされており、平成21年度には香南幼稚園改築基本設計、続いて平成22年度には香南幼稚園改築実施設計と計画されております。

また、本市における幼稚園のあり方については、さまざまな視点から幅広く検討するために、平成18年10月に「高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会」が設置され、幼保一体化や幼保連携等、就学前の幼児教育のあり方も含めて検討を重ねて、平成20年3月に同懇談会から意見の取りまとめが提出されました。

意見の取りまとめの中で、「市立幼稚園と市立保育園の一体化については、実施に際して隣接施設で一体化のモデル施設とし、事前に研究を進めていく必要があり、香南幼稚園、香南保育所が候補として挙げられる。」とされており、さらに幼保一体化については「幼稚園と保育所の両者の機能を活かし、子どもの成長にとってふさわしいものとなるために、実施上の問題点や課題を解決しながら段階的に進めていくことが望ましい。その推進方法については、今後、関連部署が連携し幼稚園、保育所、保護者、地域と十分に話し合いを行いながら、提案事業の具体化に向けた検討を行なわれない。」ともされております。

このようなことから、「高松市立幼稚園のあり方に関する懇談会」の意見の取りまとめを最大限尊重し、保護者や地域の方々の御意見をお聞きする中で、まちづくり戦略計画の具体化に向け、関係しています教育部と健康福祉部が連携しながら香南保育所、香南幼稚園の改築に向けた基本構想を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○山田道路課長 道路課の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

項目番号7番、「市道の整備」の今後の対応でございますが、市道香川綾南線につきましては、新総合計画基本構想の実施計画である「まちづくり戦略計画」の重点取組事業として位置づけされており、未整備区間の「しげなり医院」に至る区間につきましては、今年度、測量を予定しており、今後、地元代表者を決定していただき、土地所有者、水利関係者等の同意が得られれば、国、県の補助制度や合併特例債の活用等、整備手法も含め検討していきたいと考えています。

市道南原音谷線等につきましても、今後測量に入る予定としていますが、地元代表者を決定していただき、土地所有者、水利関係者等の同意が得られれば、国、県の補助制度や合併特例債の活用等、整備手法も含め検討を行ってきたいと考えています。

以上でございます。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の栗田です。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

項目番号9番、「総合運動公園および屋内ゲートボール場の整備」についてでございますが、今回からスポーツ振興課ということで、4月より教育委員会の市民スポーツ課から、市長部門の市民政策部国際文化スポーツ局のスポーツ振興課ということで組織機構が変わりまして、教育委員会から市長部門に移っております。そういったことで、若干、対応の表現を変えておりまして、そのあたりを含めて御説明を申し上げます。

先ず、香川町と香南町の2つの合併協議会のまちづくりプラン（建設計画）における重点取組事項である「南部地域における特色あるスポーツ施設の整備」については、市域全体のスポーツ施設のバランスと効果的な連携を念頭に、後ほど協議事項の中で御説明を申しあげますが、高松市内のスポーツ施設の現状の御報告をさせていただきますが、この連携を念頭に合併特例債の活用等財源確保にも留意し、関係する南部3地区の地域審議会や関係スポーツ団体等の意見を聴く中で、庁内で検討し、基本的な考え方をまとめ、その後スポーツ振興審議会等の意見も聴き、整備方針を取りまとめていきたいと考えています。

庁内で、先ずスポーツ振興課が主体となって基本構想を取りまとめていきたいと、若干、修正をさせていただきます。

なお、屋内ゲートボール場については、同スポーツ施設の検討の中で必要性等を踏まえ、課題の一つとしていきたいと考えています。

後ほど、協議事項で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○村上地域政策課長 地域政策課の村上でございます。

項目番号11番、「支所庁舎の空きスペースの有効活用および施設のバリアフリー化」でございますが、前回におきましては耐震化調査をしている最中ございました。今回、耐震診断調査の結果はa判定となりました。この耐震診断結果は、aからdの四段階ありまして、aが1番悪い状況でございます。このa判定あるいはb判定については、耐震補強を行っていくということですが、このa判定が出たために耐震補強が必要であるということで、今年度、耐震補強計画と耐震補強実施設計を実施する予定でございます。この耐震補強計画の結果を踏まえるとともに、あわせて香南公民館のコミュニティセンターへの移行を前提といたしまして、今年度、コミュニティセンターの中期整備計画を策定する予定とされています。その中で、あわせて空きスペースの利活用ならびにバリアフリー化につきまして、適切に対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木企画課長 以上で、報告事項ア・イの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（赤松会長） ただいま説明がありました件につきまして、各委員さんより御発言をいただきたいと思っております。

はい、石丸委員どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

「建設計画に係る平成20年度～22年度実施計画に関する意見に対する対応調書」ですが、項目番号1番の「県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の整備」のところを再度お聞かせいただきたいと思います。

今後の対応として、「現在策定中の都市計画マスタープランにおいて、将来の都市構造として、現在の拡散型から集約型都市構造への転換を目指していることや」という部分が、前回の地域審議会での対応から追加されたということで、この都市計画マスタープランは今後20年間の先を見越した、都市計画のプランニングだと思いますが、現在、私たちが問題としている香南町と香川町の上に橋を架けて、東西の連絡道とすることについて、地域審議会が今まで要望してきた内容と整合性に欠けるように思います。

都市計画課が考えている都市計画マスタープランの、「拡散型から集約型都市構造への転換」という内容を、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石垣都市計画課長 都市計画課です。

御指摘をいただきました、都市計画マスタープランにつきましては、18年度から取り組んでおりまして、今年末を目途に策定するという予定でございます。

それで、大きい考え方といたしましては、これまで市街地がどんどん拡大をしてきましたが、少子高齢化、環境問題、財政的な問題等から、ある程度それぞれの地域でコンパクトにまとまったまちづくりへ転換しようということで、高松市のマスタープランの素案の説明会を5月8日から23日までの間、8会場で説明をさせていただきましたが、三層からなる集約の拠点、中心市街地を対象とする広域交流拠点、既存の屋島とか仏生山等の郊外の地域交流拠点、もう一つの拠点として香南地区とか香川地区とか合併町を中心とした生活交流拠点と位置づけしまして、都市機能の集約を図っていくというようなことを考えています。

今回の話は都市計画道路として整備するのであれば、従来は市街化調整区域であったところは用途地域が設定されたところと、そうでないところは用途白地地域と呼んでおりますが、都市計画道路につきましては基本的に市街化を促進する機能を有する道路ということで、東西線については都市計画道路としては基本的には合わないということで、ここに記載させていただいたものであります。

ですから、都市計画道路以外でありましたら別の話になると思っておりますが、都市計画道路を配置するというのであれば難しいというお答えをさせていただきました。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員。

○石丸委員 石丸です。

平成19年12月の市議会定例会において、当地の代表である辻市議会議員がこの問題について市長に質問されたと思います。その際に、香川町の香川総合体育館から香南町吉光までの2.5キロメートル区間を、市道として早期に整備する考えについて市長が答弁されたのが、「本市といたしましてもバイパスルートの県への要望にあわせて、整備代替案等につきまして、課題を明確にしながら真剣に検討してまいりたいと存じます。」という答弁でした。

しかしながら、都市計画マスタープランについてはその後に答弁されておりますが、「現在のところはマスタープランへの位置づけは難しいものと存じます。」という答弁でした。

ただいま、都市計画課が申されましたのは、「都市計画マスタープランの中では位置づけは難しいけれど、2.5キロメートル区間については考えている。」ということでしょうか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石垣都市計画課長 都市計画課です。

都市計画マスタープランの中においても、県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の推進ということは、新総合計画との整合を図る中で書いております。

ただし、具体的な規格とルートが決まっていますので、机上の上での話を具体化するのには難しいということで、12月でもそのような答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

市長が言っているコンパクトシティは、コンパクトで持続可能な都市ということですが、私の意見を申しあげますと、都市計画マスタープランの中では高松市南部の香川町に1か所の拠点と、香南町に1か所の拠点を核とした考え方が示されていますが、そのことが本当に正しいのか疑問です。

私たちは、合併をするにあたって従来の状態ではなく1つの核ということで、香川町と塩江町との合併を考えました。高松市南部地域で、現状のままの地域を存続させて、今後、持続可能な都市にしていくということにはならないような意見を持っています。

今後は、高松市が構想しています十数か所の核をもっと絞込み、持続可能な都市づくりを進めていかなければならない。高松市南部地域であれば、1か所に絞込むような意見も

持っています。

それから、高松市は都市計画マスタープランの作成にあたり、将来の都市構造として市内の集約型都市構造だけを考えているが、四国の中核拠点都市として、県内外から人が流入することも想定した都市構造を策定する必要があると思っています。

そのようなことから、今後、香川県を横断する道路が必要になってくると思っていますので、その道路こそ県道三木綾川線バイパスルート（仮称）です。今は必要でないという意見もあるかも知れませんが、20年後、50年後には必要となる道路であるため計画を進め、そこに人口の集積地を作っていくようなことが、将来、持続可能な自治体にもなっていくようにも思っています。

「現在策定中の都市計画マスタープランにおいて、将来の都市構造として、現在の拡散型から集約型都市構造への転換を目指していることや」というところが、建設計画の推進という私たち地域審議会委員に課せられた使命が振出しに戻るような、マイナスイメージの回答であったように認識しています。

この対応調書は、市長に確認をいただいているものでしょうか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石垣都市計画課長 都市計画課です。

下がっていることではなくて、「都市計画道路として」ここで答えさせていただいている内容であって、全て都市計画道路として整備するということではありませんので、都市計画道路として整備という話であれば難しいということで回答いたしました。

元々が県道のバイパスルートの構想の推進ということですから、新総合計画の中でも位置づけをしていますし、現在策定中の都市計画マスタープランへも、そういった方向性については素案の段階ですが位置づけをする方向で考えています。

したがって、決して前回の対応から下がったということではありませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

私は、一般的にこの文言が入ることによってマイナスイメージになったということを感じたわけであり、削除していただいたほうが地域審議会としては前に進んでいるというイメージになると思います。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石垣都市計画課長 都市計画課です。

「都市計画道路として」という質問内容であったため、都市計画道路として限った回答をしていることで、何度も申しあげますが「その話が振り出しに戻るとか」、「下がってしまった」とかということではありませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石丸委員 石丸です。すみません。

「現在の拡散型から集約型都市構造への転換」という文言が十分に浸透していない時だけに、この文言が入ることによって否定をしているように思います。

この都市計画マスタープランについては、20年先を考えてのプランですから、高松市として否定をしている。高松市としてこの問題には関わらない。要は「県に要望を持っていくだけ」というように受け止められないので、理由については外していただきたいです。

○議長（赤松会長） 都市計画課、いかがですか。

○石垣都市計画課長 都市計画課です。

「誤解を招いているようだ」というお話ですが、集約型のまちづくりを目指していくということについては、大筋では御理解をいただいているように思っています。

都市計画マスタープランについても、現在、策定中でありますので、いろいろな御意見をいただければその中で検討させていただきます。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石丸委員 石丸です。

「拡散型から集約型都市構造への転換」ということについては、これからの日本はそうでなければならぬと思いますが、議論の段階であれば外してほしいです。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石垣都市計画課長 都市計画課です。

大きい構想としてはこのようなことであり、地域間を結ぶ道路が不要ということではありません。都市計画道路ということであれば、市街化を促進するという道路の位置づけですので、「都市計画道路としては難しい」と回答しました。

したがって、それぞれの集約する拠点間を交流する道路のあり方というのは当然あることなので、集約型都市構造になるからその道路が要らないということにはなりません。集約型を目指すから、その軸が要らないという話ではありません。

この都市計画マスタープランの中でも、集約拠点間については公共交通を結んで軸とし

ていく考えですけれども、全て公共交通ということにはなりませんので、道路についても地域間を活性化するには必要になってくると考えています。

○議長（赤松会長） 石丸委員さんが、いろいろ問題点を調べて質問いただいています、時間の関係で私が発言します。この県道三木綾川線バイパスルート（仮称）については、今まで毎回のように地域審議会において議論されており、石丸委員が発言されなかったら、議長という立場であっても私が発言しようと考えていました。

先ほど、スポーツ振興課においても市長部局に変わったり、市の機構が十分に認識されていない段階で、「都市計画道路としては」ということに拘っているようですが、単純に地域の連絡道として整備するという事も出ましたが、道路課長はそのことについては検討したことがありますか。また、生活道路とか一般市道とか、都市計画道路でない道路整備についてはどうですか。

都市計画マスタープランの素案が出され、地域の人から「その他の道路についてはどうなるのか」という心配をされている市民が多くなったようにも聞いておりますので、今回の回答では「都市計画道路としては難しい」というのであれば、市道ということでの整備の検討とか意見交換がされているのかについてお答えください。

○山田道路課長 道路課の山田でございます。

私も、この問題については十分に承知しております。

ただ、先ほども言われましたように縦割りと言われれば答弁に苦しみますが、基本的に道路課は市民の皆様方の生活道路の整備に重点を置いております。その中でも、都市計画道路とか県道のバイパスとかという話もありますが、道路課については今の段階でこの件についての答弁は出来ません。確かに、この件については知っております。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

石丸委員に戻します。

○石丸委員 都市計画マスタープランについては、平成20年度中に決定する段階であるのであれば、そのマスタープランの中に「拡散型から集約型」と書いているから、この対応に入れたというのであれば、現時点では策定中であり、決定もしていないので少し押し付けにはあたらないですか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石垣都市計画課長 都市計画課です。

それでは、考え方は素案でもお示しをさせていただいていますが、都市計画マスタープ

ランについては現在策定中であり、確定していませんので「現在策定中の都市計画マスタープランにおいて、将来の都市構造として、現在の拡散型から集約型都市構造への転換を目指していることや」までを、削除させていただきます。

○議長（赤松会長） 石丸委員、いいですか。

○石丸委員 はい、分かりました。

○議長（赤松会長） はい、植田委員どうぞ。

○植田委員 植田です。

私も、先ほど件について質問しようと思っておりましたが、時間の関係で2点ほど質問いたします。

「県において、県道三木綾川線バイパスルート（仮称）の構想の方向性が示されていない」ということが書かれていますが、この構想についてはかなり以前からの構想であって、未だに示されていない状況だと思います。このことに関して、県ではどのように考えているか差支えなければお教え願いたいと思います。

それから、今回の対応調書については、変更等があったということで5項目についてのみ記載されていますが、全11項目のうち残り6項目については変更がなかったということで記載されていませんが、その6項目については前回までの対応ということで10年間進めていくのか、今後、抜本的に見直しをされるのかお聞きします。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石垣都市計画課長 1点目の県の対応方針ということで、県では17・18年度で県道三木綾川線の渋滞状況とか交通量等の現状調査を行い、19年度にその補足的な調査を行いました。

しかし、その最終的な報告をいただいております。また、バイパスルート等の方針についてもまだ市にきていない状況でございます。

○議長（赤松会長） 次の回答をお願いします。

○佐々木企画課長 企画課の佐々木でございます。

今回の対応調書に記載した項目について、説明が不十分であったかも分かりませんが、今回載せていない項目については全て対応済みであるということは考えておりませんので、中には対応済みのものと今後対応していかなければならないものもございしますが、現時点では対応が前回と変わっていないものについては、今回お示しをしていません。

当然、市として対応していかなければならないものについては、出来るだけ早い段階で

地域審議会の中で項目を起こして対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（赤松会長） はい、植田委員。

○植田委員 先ほどの県道三木綾川線バイパスルート（仮称）については、勉強会の中でも発言しましたが、建設計画に掲載された道路整備等は、工事期間が建設計画の10年間を超えてしまうことが予想されるので、有利な財源である合併特例債を活用するためにも早期着工が必要であると思います。

このような危惧を持っているということ、御認識いただきたいと思います。

○議長（赤松会長） 答弁はいいですか。

○植田委員 結構です。

○議長（赤松会長） 他に御質問等ございませんか。

特にならぬようでございますので、ア「建設計画に係る事業の平成20年度予算化状況について」と、イ「建設計画に係る平成20年度～22年度実施事業に関する意見に対する対応内容等について」につきましては、以上で終わります。

#### ウ 災害時要援護者台帳の作成について

○議長（赤松会長） 次に、ウ「災害時要援護者台帳の作成について」に移ります。

それでは、説明をお願いします。

○細川健康福祉総務課長 健康福祉総務課長の細川でございます。

日ごろは、地域福祉の推進、向上に御理解を賜り、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

私からは、本年度、防災対策上の本市としての重点事業に位置づけております、災害時要援護者台帳の作成について御説明をさせていただきます。

お手元に配布させていただきました資料に基づきまして、簡潔に御説明申し上げます。

先ず、この台帳作成の趣旨につきましては、災害時において家族等の支援が困難と思われる重度の障害者やひとり暮らしの高齢者等要援護が必要な方が、地域の中で支援されて安心・安全に暮らすことができるよう、災害時における支援を希望される方で、さらに支援を受けるために、必要なその方の個人情報に関係協力者の方に提供することに同意がいただける方について、台帳の登録を行いましてその支援体制を確立し、その要援護者の情報を行政と地域が共有して持つことによって、災害時の避難支援に有効に活用してもらう

ものでございます。

なお、この台帳整備にあたりましては、行政の保有する情報をフルに活用いたしますとともに、民生委員・児童委員の皆様をはじめ、自治会・自主防災組織・社会福祉協議会・地域コミュニティの皆様の格別の御支援・御協力をいただけないと、作成できないものでございます。

次に、2の要援護者の対象者でございますが、国のガイドライン等を踏まえまして、記載のとおり①から⑥に掲げさせていただいております。

①は、要介護度が3～5まで、いわゆる中程度以上の方。

②は、身体障害の程度が1級または2級の方。

③は、知的障害の程度が④またはA判定の方。

④は、精神障害の程度が1級の方。

⑤は、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方または高齢者のみの世帯の方。

さらに、⑥といたしまして、①から⑤には該当しないけれどもこれらの方に準ずる方ということで、要援護が必要と認められる方を含めて、全体で約2万8,000人を対象者としております。高松市の人口の約7パーセントに相当します。

次に、3の台帳の登録方法でございますが、2つの方式を取入れております。

1つは、要援護者本人の同意を得て登録する同意方式と、もう1つは自ら希望した方を登録する申請方式、いわゆる手挙げ方式があります。

具体的には、①から⑤の対象者に対しまして、資料の4枚目に付けております「希望調査票」というのがございます。この申請書をダイレクトメールにより、個別通知したいと考えております。6月中旬頃に発送したいと準備を進めています。その中で御本人の同意を得た方について登録したいと考えています。

また、⑥の対象者の方については、広報たかまつ6月15日号にチラシを折り込みますとともに、ホームページ等にも掲載いたしますが、希望がある方の本人申請ということで登録をさせていただきます。

さらに、ダイレクトメールの結果、回答がない方も結構出てくるのではないかと考えておりますので、その場合のフォローとしまして民生児童委員の皆様にご協力をいただきまして、訪問調査を8月末から9月末頃にかけて調査をしてまいりたいと考えておりまして、その際にも本人の同意を得られる方について登録をしていこうと考えております。

次の4の避難支援者の定め方につきましては、災害時において要援護者の避難支援に御

協力を得られる方ということで、近隣住民の方、ボランティアの方を要援護者1人について2人程度お願いしたいと考えておりますので、その選定についてはダイレクトメールの中で御本人からの指定をお願いしますが、御本人さんの選定が困難であれば後日改めて各地域において11月頃に説明会を開催しお願いにあがりますが、その地域の中で避難支援者を選定していただければというように考えております。

2ページをお願いいたします。

5の台帳の管理・更新につきましては、作成後の要援護者台帳の原本管理については、健康福祉総務課が行います。副本については、危機管理課等関係課で保管いたしますとともに、香南地区をはじめ地区ごとの所管分については、それぞれの自治会・民生委員・自主防災組織の代表者の方々に対しまして、情報を最終的に提供いたしまして共有したいと考えております。

なお、台帳更新は行政の窓口で随時行ってまいりますほか、地域コミュニティの御協力もいただく中で毎年1回は更新作業を行ってまいりたいと考えています。

次に6の災害時の避難準備情報等の伝達体制ですが、要援護者について市からの発令を受けまして自治会等を通じて避難支援者に連絡をお願いしまして、避難誘導等をお願いするものでございます。これにつきましては、個々の災害ケースに応じまして具体的に避難指示をどのタイミングで出すのか、また、要援護者の方の避難所をどこに指定すればいいのか具体的に検討を進めているところでございます。

3ページを御覧ください。7は避難支援者等の役割と基本的な支援内容を記載したものでございます。このことについても、現在、具体的な内容等について検討をしているところでございます。

8は自治会等の協力関係者の守秘義務について、記載をいたしております。この、台帳につきましては個人情報保護に十分留意する必要があることから、目的外の利用であったり守秘義務ということについては、特にお願いをしてまいりたいと考えております。

最後に今後のスケジュールでございますが、ダイレクトメールにつきましては台帳登録のお知らせ文を付けまして、返信用封筒を入れて対応したいと考えております。7月末頃に回収をいたしまして、未回答分については、先ほど申しあげましたように民生委員さんに御苦勞いただいて訪問調査をして進めたいと考えております。11月以降で各地域に向いて説明会を開催しまして、自治会とか自主防災組織の御協力をいただく中で、避難支援者の決定を来年2月頃までに決めていただきまして、年度末を目途に整備をしてまいり

たいと考えております。

こちらの様式については、説明を省略させていただきますが、3枚目のカラー刷りのものがチラシでございまして、対象者の方や登録の手続きについて①から⑤の方についてはダイレクトメールが行きますが、⑥の方については窓口で登録手続きをお願いしたいと記載しております。

また、3の避難支援者については、お元気な高齢者の方もたくさんおられますので、逆に避難支援者に回っていただきたいという趣旨からもお願いをしております。

最後の4枚目の申請書については、希望調査票ということで登録を希望するかしないかを先ずお聞きして、次に御自身の情報を、自治会・自主防災組織・民生児童委員さんなどの御協力いただける方々に、提供することに同意が出来る方について登録したいと考えております。また、緊急時の御家族の連絡先。それから、避難支援をしていただける方を2人お書きいただき、身体状況もお書きいただくようにしています。

裏面は、避難支援者の役割および責任ということで、法的責任を問われることではございませんし、登録したからといって必ず助けられるということではなく、あくまでボランティアということをお断りしております。

いずれにいたしましても、各地区におかれましては既に自主的に要援護者台帳のようなものを作成されているところもあるとお聞きしていますし、今後作成予定があるとお聞きしていますが、今回全市的に統一した形で考えている内容でありますので、地域の皆様の格別な御協力をいただきまして、先ずはこのような形で整備してまいりたいと考えていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤松会長） ただいま説明がありました件につきまして、各委員さんより御発言をいただきたいと思えます。

渡邊委員さん、よろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい、渡邊です。

従前より、民生委員会では1人暮らしの方々の把握等はしておりました。

それから、民生委員会ではこの件につきましては調査票の最後にあります避難支援者を2人選定するところがあるところ、「空欄でも構いません」と書いてありますが、難しいのではというような意見が出ております。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○細川健康福祉総務課長 健康福祉総務課です。

民生委員会の会長様の全面的な御理解を賜り、ありがたく思っております。渡邊委員さんが言われましたように、個々には難しい部分もあると思いますが、民生委員さんを中心にお願いしてまいります。地元の地域コミュニティ全体でバックアップをお願いいたします。避難支援者の選定もお願いしたいと考えております。

○議長（赤松会長） 残念ながら、香南地区についてはコミュニティ協議会が設立されていませんので、民生委員会の会長さんに聞いてみました。

他に御質問等ございませんか。

特にないようでございますので、ウ「災害時要援護者台帳の作成について」につきましては、以上で終わります。

## （２） 協議事項

### ア 建設計画に係る事業の平成21年度および22年度実施事業に関する意見の取りまとめについて

○議長（赤松会長） 次に、（２）協議事項に移ります。

ア「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見の取りまとめについて」につきまして、説明をお願いします。

○佐々木企画課長 企画課の佐々木でございます。

お手元の、A4サイズの資料3をお願いいたします。

協議事項のア「建設計画に係る平成21年度および平成22年度実施事業に関する意見の取りまとめについて」、御説明をさせていただきます。

1枚目の趣旨に記載していますように、第1期まちづくり戦略計画における、平成21年度および22年度事業の調整や反映させていただくにあたりまして、地域審議会の意見の取りまとめをお願いするものでございます。提出期限につきましては、7月31日の木曜日とさせていただきます。

恐れ入りますが、2枚目をご覧ください。

これは様式でございまして、事業等の「項目」と「意見の内容」を記入いただくものにさせていただきます。

なお、番号欄につきましては、1から順に通し番号を御記入願います。

地域審議会で御協議いただいた上、この様式で提出いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

提出期限が、7月31日とさせていただいておりますので、約2か月間での取りまとめとなりますが、期限内の御提出につきまして何卒よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見の取りまとめについて」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（赤松会長） ありがとうございました。

ただいま説明がありました件につきまして、各委員さんより御発言をいただきたいと思っております。

特にないようでございますので、ア「建設計画に係る平成21年度および22年度実施事業に関する意見の取りまとめについて」につきましては、以上で終わります。

後日、会を招集して検討してまいりたいと考えています。

#### イ 南部地域におけるスポーツ施設整備について（市内のスポーツ施設の現状報告）

○議長（赤松会長） 次に、イ「南部地域におけるスポーツ施設整備について（市内のスポーツ施設の現状報告）」に移ります。

それでは、説明をお願いします。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課の栗田でございます。

お手元に、「市内スポーツ施設の現状について」という資料を配布しておりますので、この資料に基づき御説明をさせていただきます。

今回、この調査をした目的でございますが、屋島陸上競技場が香川県から高松市に本年4月から移管されておりますが、その屋島陸上競技場をどのように利用するか、整備するか考えるうえでの基礎調査を行いました。その際に、市内のスポーツ施設がどのような位置なのか、利用状況がどうなのかという調査をいたしましたので、その資料をベースに今回御説明をいたします。そのようなことで、文章表現が屋島陸上競技場を前提とした部分があると思っておりますので、その点につきましては御理解を賜りたいと思っております。

先ず、1ページ目ですが、市内スポーツ施設の現状ということで、1市内スポーツ施設の分類の現況ですが、高松市立が41か所、香川県立が5か所の46か所の施設が整備されています。

2ページに、施設一覧表がございます。この資料は昨年の資料ですが、赤丸白数字が市立の施設です。青色白数字が香川県立の施設です。45番に屋島陸上競技場がありますが、青色ということで香川県の施設としていますが、現在は高松市の施設になっています。

それから、38番に高松市東部運動公園というのがありますが、この施設につきましては現在整備中ということで、公園緑地課の管理する施設となっております。

このように、市内46か所の施設があるということですが、施設別には複合の運動施設として6か所、体育館が14か所、武道館・相撲場が5か所、庭球場が14か所、プールが9か所、野球場が12か所、ソフトボール場が11か所、サッカー場が9か所、グラウンドその他ということで12か所、陸上競技場が1か所、水上スポーツ2か所でございます。施設数が多いのが体育館と庭球場が14か所、少ないのが陸上競技場1か所です。

それから、サッカー場については屋島陸上競技場でサッカーということがありましたので書いておりますが、サッカー場については市内に9か所のグラウンドがありますが、ほとんどが土のグラウンドであり、芝のグラウンドについては唯一、香川県総合運動公園にしかない状況です。

それから、協議種目別としてはテニスが16か所で一番多く、次にバレーボール、バドミントン、ゲートボールが14か所と続いています。少ない施設としては、カヌー、アーチェリー、相撲等であり、競技人口に比例していると考えられます。

全般的には多種多様な施設がありますが、屋外スポーツの雨天対応施設等は今後の検討課題です。

2スポーツ施設の位置ですが、A3サイズの資料に46の施設と民間の施設を含めまして記載していますので、配置等を見ていただきたいと思います。

それから申し上げますと、西部地域では国分寺橋ノ丘総合運動公園、垂水運動センター、西部運動センター、県立の香川県総合運動公園、香川県総合水泳プール、香東川公園等があり運動施設が充実しています。

北部地域では、高松市総合体育館を中核として、県立施設の県立体育館、県立武道館等体育館が充実しています。

南部地域は、仏生山体育館、仏生山プール、香川総合体育館、南部運動場等の施設があり、競技種目別に整備されています。また、南部地域の中でも旧塩江町部分においては、内場池運動センター、ループしおのえ等の施設が整備されています。

市の中央部、太田地域等では、公共のスポーツ施設はないが、テニスコート、フットサル、フットネスクラブ、プール等の民間のスポーツ施設が充実しています。

東部地域においては、旧牟礼町、庵治町の施設を除くと、屋島陸上競技場、現在整備中の東部運動公園の施設しかなく、スポーツ施設の空洞ゾーンです。

次の、「そのため」以降につきましては、屋島陸上競技場の関係のため省略させていただきます。

次に、3ページをお願いします。

3市内スポーツ施設の課題ということで、記載しています。

まず、1番目が陸上競技施設の早急な整備ということで、高松市の東部地域には屋島陸上競技場しかないということで、重要な検討課題であると書いております。

2番目の市内スポーツ施設の管理形態については、施設が老朽化しているということで、市立施設全体の52パーセントの23か所で20年以上経過しており、そのうち30年以上経過している施設は14パーセントの6か所のため、施設の老朽化に伴う各施設の再整備は、重要な課題となります。

それから、現在市が直営としている合併町等の26施設について、指定管理者制度導入拡大を踏まえ、管理運営コスト縮減、サービスの向上を前提に指定管理者制度の導入方法の検討が必要です。

それから、利用者数向上のための、利用動向調査等に基づいた、各施設の駐車場台数の検証が必要であるということが、管理上の問題点として挙げられております。

3番目の市内スポーツ施設の再整備ということで、施設の利用者数においては、施設によって減少傾向が見られ、今後、少子高齢化時代に向けて、施設利用者数の減少は加速すると考えられるため、施設一つ一つの再整備が重要となります。すべての施設で再整備するのではなく、利用者の視点に立って利用者ニーズに沿った必要なスポーツ施設の再整備を進める検討が必要です。

それから、利用動向調査等に基づき、各種目別競技人口に対し、施設が充足しているか検証を行い、特に屋外スポーツ施設では、利用者に対し常に最良のコンディションを提供できるように施設のグレード向上を検討する必要があります。

4番目のスポーツ施設利用者に対する利用動向調査については、市内スポーツ施設の再整備、運営体制等検討するにあたっては、利用者の利用ニーズを的確に把握することが第一と考えられ、速やかに必要な利用動向調査を行い、適切なスポーツ施設の再整備、運営管理体制の検討を行うことが望まれます。

続きまして4ページですが、市内スポーツ施設の利用者数ということで、次の5ページおよび6ページに18年度の利用者数を記載しております。調査としては、5年間の利用者数を推計しております。

その中で、傾向としては複合運動施設として、高松市総合体育館では平成16年度の2万6千人をピークに、年間22万人程度の年間利用者数は確保しています。また、最近ではプロバスケットボールの公式試合等各種大会が開催されており、今後も安定した利用者数を確保できると考えられます。

それから、西部運動センターでは5年間で約9千人、かわなベスポーツセンターで約6千人の年間利用者が増加しており、施設利用者数が安定して増加しています。

それから、亀水運動センターでは平成16年度がピークで、それ以後、利用者数の減少傾向がみられ、減少原因の究明と改善策の検討が必要です。

2番目の体育館ですが、仏生山体育館では平成15年度の4万人をピークに減少したが、若干、平成18年度には持ち直しており回復傾向です。

3番目のグラウンドですが、南部運動場では年間利用者数が、2万3千人から2万7千人と増加傾向です。

4番目の庭球場ですが、朝日町庭球場で約1万人、亀岡庭球場で約5千人の年間利用者数が減少しているため、原因の究明が急がれます。

5番目のプール施設ですが、昨年の水事情により年間利用者数は大きく変動しているが、福岡町プールで平成16年度をピークに、平成18年度は、6万人の利用者にとどまっています。仏生山温水プールでは、若干の利用者の増加がみられます。

しかし、市民プールにおいては、施設の老朽化および施設内容等が大きく影響しているため、減少しています。

水上スポーツとして、ヨット競技場の利用者数は安定しているとなっています。

それから、5～6ページにつきましては、平成18年度における年間利用者数を記載させていただきます。

資料の説明につきましては以上ですが、特色あるスポーツ施設の整備ということで、香川地区、塩江地区、香南地区の3地区の地域審議会において、同じような現状の説明をさせていただきます。

今後、皆様方におかれましては、市内のスポーツ施設はこの様な状況であると認識したうえで、特色あるスポーツ施設というものを考えたい、先ほどの説明でも申しあげましたが、地域審議会や地域のスポーツ団体の意見を聴きながら私どもで案を検討したうえで、それを踏まえて御協議させていただきながら、市議会でも答弁をさせていただいておりますが、平成21年度末までには具体的な構想を取りまとめていきたいと思っております。

りますので、今後とも御協議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（赤松会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありました件につきまして、各委員さんより御発言をいただきたいと思  
います。

はい、石丸委員。

○石丸委員 石丸です。

まちづくり戦略計画の中では、高松市スポーツ振興審議会に諮問という記載がありますが、そのスポーツ振興審議会の組織やメンバー構成等についてお聞かせいただきたいと思  
います。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。

スポーツ振興審議会については、既存の審議会です。教育委員会の時は、9人の委員さ  
んで構成されています。

4月に機構改革があった関係で、市長部門の方に移ってきまして、教育委員会の時には  
スポーツ振興審議会に諮問をするという体制でございましたので、それで機構が変わった  
ということでスポーツ振興課が直接、審議会とかの御意見を伺いに参るといような形に  
変えていきたいと考えております。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員。

○石丸委員 石丸です。

スポーツ振興審議会委員の、メンバー構成をお願いします。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。

メンバー構成とは、委員さんの所属等でしょうか。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○石丸委員 所属とかではなくて、高松市の南部に特色あるスポーツ施設を作る検討をす  
るということであれば、学識経験者に地元の有識者を加えた構成であるのか、既存の審議  
会に委ねるといのかお聞きしたい。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。

現在のスポーツ振興審議会委員の任期は、本年7月31日までとなっています。それ以

後の委員さんについては、これからどのような方々にお願いするという人選等については、白紙な状態でございます。

○議長（赤松会長） はい、石丸委員。

○石丸委員 石丸です。

今後、新たな委員を人選するのであれば、南部地域の地元出身者を3分の1程度は入れてほしいという希望をしておきます。

○議長（赤松会長） はい、どうぞ。

○栗田スポーツ振興課長 スポーツ振興課です。

希望ということで、お伺いしておきます。

○議長（赤松会長） 岸本市民政策部長、お願いいたします。

○岸本部長 市民政策部でございます。

先ほど、課長から説明がありましたように、旧年度までは教育委員会であったものを市長部局に移しました。

市長部局であれば、市民に近いところである市民政策部としました。市民政策部の中ですが、国際文化・スポーツ局という部局を作りました。そこは、部局組織ですが市民政策部の中には変わりません。

それで、先ほどのスポーツ振興審議会ですが、これは市民スポーツ課という時代からある組織でございまして、高松市の市民スポーツをどのようにしたらいいかということをお伺いいただき組織であります。

教育委員会の中で、南部のスポーツ施設をどのように考えたらいいか、どう検討していくかという時に、スポーツ振興審議会にお諮りしてと言っていたわけですが、いきなりスポーツ振興審議会にお諮りしても前に向くもの、前に向かないもの等がありまして、事務局で地元の御意見を十分に尊重した原案を作成して、その原案をスポーツ振興審議会に諮っていききたいと軌道修正しました。

したがいまして、スポーツ振興審議会の委員に今回こういう事案があるから、特別に追加するとか除くとかは想定しておりません。

事務局案を作成する段階で、十分、お聞きしていきたいと思っております。

○議長（赤松会長） 石丸委員、よろしいですか。

○石丸委員 はい。

○議長（赤松会長） 私の方から、質問させていただきます。

スポーツ振興審議会の事務局については、以前の市民スポーツ課の同じ部屋に設置されていたのでしょうか。それから、専任が1人程度いましたか。

○栗田スポーツ振興課長 市民スポーツ課の職員が、事務局をしていたと思います。

○議長（赤松会長） 現在は、栗田課長さんの所管になっているのですか。

それから、市民スポーツフェスティバルの担当も同じですか。

○栗田スポーツ振興課長 はい、スポーツ振興審議会の事務局および市民スポーツフェスティバルの事務局は、スポーツ振興課が担当しています。

○議長（赤松会長） 他に御質問等ございませんか。

特にないようでございますので、イ「南部地域におけるスポーツ施設整備について（市内のスポーツ施設の現状報告）」につきましては、以上で終わります。

#### 会議次第4 その他

○議長（赤松会長） 次に、会議次第4 その他であります。何かございますか。

委員さんからは何かございませんか。

#### 会議次第5 閉会

○議長（赤松会長） 特にないようでございますので、以上で本日の会議日程は全て終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、また、円滑な進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

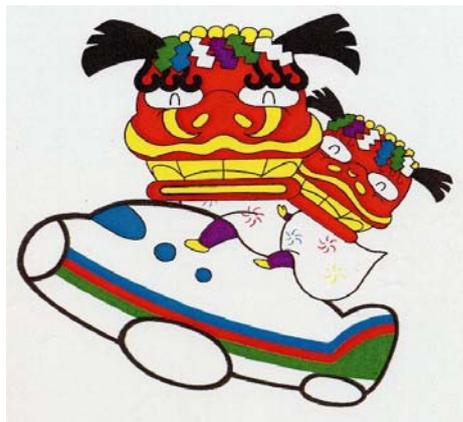
以上をもちまして、「平成20年度第1回高松市香南地区地域審議会」を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。

午後2時30分 閉会

会議録署名委員

委員	井	上	復	
委員	植	田	義信	



香南地区マスコットキャラクター「ししまるくん」